公益社団法人北九州市獣医師会慶弔見舞金規程

第１章　総則

（目的）
第１条　この規程は、公益社団法人北九州市獣医師会（以下「この法人」という。）の慶弔に関し、必要な事項を定めるものとする。

（慶弔見舞金の種類）
第２条　慶弔見舞金の種類は、次のように定める。
（１）弔慰金
（２）傷病見舞金

第２章　弔慰金

（弔慰金）
第３条　弔慰金に関して次のように定める。
（１）会員及び会員の配偶者に対し弔慰金を給付する。
　　給付額は会員には30,000円、会員の配偶者には10,000円とする。
（２）関連団体に対し弔慰金を給付することができる。
　　給付額は理事会において決定する。
（３）会長は必要に応じて生花（一対）を贈ることができる。

第３章　傷病見舞金

（傷病見舞金）
第４条　傷病見舞金に関して次のように定める。
（１）入院、自宅療法、この法人の公務による疾病、不慮の災害及び傷病等で会員に対し見舞金を給付することができる。
（２）給付の有無、金額については理事会において決定する。

第４章　補則

（規定の改廃）
第５条　この規定の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

（委任）
第６条　この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項は、理事会の決議を経て会長が定める。

附則
　この規程は、平成25年４月１日から施行する。